

5 山梨県立宝石美術専門学校学則

昭和 56 年 3 月 31 日
山梨県立宝石美術専門学校
管 理 者 規 程 第 1 号

目 次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 課程等の組織、学生定員、修業年限等（第2条—第5条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第6条・第7条）
- 第4章 授業科目及び教育課程（第8条—第12条）
- 第5章 入学、退学、休学、復学及び除籍（第13条—第18条）
- 第6章 授業料、入学科料及び入学検定料（第19条）
- 第7章 職員組織（第20条・第21条）
- 第8章 職員会議（第22条—第25条）
- 第9章 賞罰（第26条・第27条）
- 附 則

第1章 総則 (趣旨)

第1条 この学則は、山梨県立宝石美術専門学校管理規則（昭和55年山梨県教育委員会規則第10号）第6条の規程に基づき、山梨県立宝石美術専門学校（以下「学校」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

第2章 課程等の組織、学生定員、修業年限等 (課程等)

- 第2条 学校に、専門課程を置く。
 - 2 前項の課程のほかに、高度技術専門コースを置く。
 - 3 前項のコースについて必要な事項は、校長が別に定める。
 - 4 校長は、学校に公開講座を設け、開講することができる。
(学科)

- 第3条 前条第1項の課程に、ジュエリー学科を置く。
(学生定員)

- 第4条 学校の学生定員は、次のとおりとする。

課 程	入 学 定 員	総 定 員
専門課程	35人	105人

(修業年限等)

- 第5条 専門課程の修業年限は、3年とする。
 - 2 専門課程への在学期間は、5年を超えることができない。ただし、第17条に規定する休学の期間は、これに算入しない。

第3章 学年、学期及び休業日 (学年及び学期)

- 第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年は、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

- 第7条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 二 日曜日及び土曜日
 - 三 学校創立記念日 4月13日
 - 四 夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日については、別に定める。
- 2 校長は、特に必要があると認めたときは、前項の休業日を変更し、若しくは中止し、又は前項の休業日以外に休業日を設けることができる。

第4章 授業科目及び教育課程

(授業科目、授業時数及び履修単位数)

- 第8条 専門課程の授業科目、授業時数及び履修単位数は、別表のとおりとする。
(単位)

第9条 每学年の授業は、36週とし、各科目を履修し、修了した学生に単位を与える。

- 2 各科目に対する単位数は、次の基準によって計算する。

- 一 講義については、16時間の講義をもって1単位とする。
- 二 実習については、32時間の実習をもって1単位とする。

(試験、成績の評価及び単位認定)

第10条 試験、成績の評価及び単位の認定については、校長が別に定める。

(卒業の要件)

第11条 学校を卒業するには、専門課程に3年以上の期間在学し、単位数を選択科目を除いて100単位以上修得しなければならない。

(卒業証書の授与及び称号の付与)

第12条 前条の要件を満たした専門課程生には卒業証書を授与するとともに、「専門士（工業専門課程）」の称号を付与する。

第5章 入学、退学、休学、復学及び除籍

(入学)

第13条 学校の専門課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で学校が行う入学試験に合格したものでなければならない。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の課程を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものと指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 七 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- 八 その他学校において高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者

(入学志願の手続き等)

第14条 入学志願の手続き及び入学試験については、校長が定める。

(入学の許可)

第15条 入学の許可は、校長が行う。

- 2 入学に関する手続は、校長が定める。

(退学)

第16条 病気その他のやむを得ない理由により退学しようとする者は、その理由を明記した文書を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(休学・復学)

- 第17条 病気その他のやむを得ない理由により1月以上休学しようとする者は、その理由を明記した文書を校長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 2 前項の休学期間は、1年を超えることができない。ただし、校長は特別の事情があると認めるときは、1年を限度として、休学の延長を認めることができる。
- 3 在学中の休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 4 第1項の者が復学しようとする場合は、その理由を明記した文書を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長により除籍されるものとする。

- 一 第5条第2項に規定する在学期間を超えた者
- 二 第17条第3項に規定する休学期間を超えた者
- 三 正当な理由がなく授業料を滞納し、かつ、督促を受けた後引き続き納付すべき授業料を納付しない者
- 四 死亡した者

第6章 授業料、入学科及び入学検定料

(授業料等)

第19条 授業料、入学科及び入学検定料の額並びに徴収方法については、山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学科及び入学検定料条例（昭和55年山梨県条例第25号）の定めるところによる。

第7章 職員組織

(職員)

第20条 学校に校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

(職務)

第21条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

- 2 教授及び准教授は、学生を教授する。
- 3 講師及び助教は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 4 助手は、教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 5 事務職員は、事務に従事する。

第8章 職員会議

(組織)

第22条 学校に重要な事項を審議するための職員会議を置く。

- 2 職員会議は、校長、教授、准教授、講師及び助教並びに事務職員のうち事務局長及び事務局次長をもって組織する。

(会議)

第23条 校長は、職員会議を招集し、その議長となる。

- 2 職員会議は、構成員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

(議長の職務代行者)

第24条 議長に事故があるときは、あらかじめ校長の指名する者が議長の職務を代行する。

(審議)

第25条 職員会議は、次の事項を審議する。

- 一 学科目の編成及び履修方法に関すること。
- 二 課程の修了及び卒業の認定に関すること。
- 三 入学、退学、休学、復学及び学生の賞罰に関すること。
- 四 その他重要な事項

第9章 賞罰

(ほう賞)

第26条 校長は、勉学に精励し、学業及び操行が優秀で他の模範とすることのできる者を、ほう賞することができる。

(懲戒)

第27条 校長は、教育上必要があると認めたときは、学生に対し、次の区分により懲戒を行ふことができる。

- 一 訓告
- 二 停学
- 三 退学

2 前項に定める懲戒は、次の各号の1に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業成績不良で、卒業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて、欠席の多い者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

(中 略)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(卒業要件の特例)

2 次の各号に掲げる期間内に山梨県立宝石美術専門学校に入学した者に係る卒業に必要な単位数については、この規程による改正後の第11条の規定にかかわらず、当該各号に定める単位数以上とする。

一 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 97単位

二 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで 98単位

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。